

令和2年第3回定例会会議録 16日目

◇ 招集年月日 令和2年9月24日

◇ 招 集 場 所 松 野 町 議 場

◇ 招 集 議 員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出 席 議 員

議席 番号	氏 名	応 不	出 欠	議席 番号	氏 名	応 不	出 欠
1	赤 松 紀 幸	応	出	5	近 藤 由美子	応	出
2	村 尾 重 利	〃	〃	6	森 岡 健 治	〃	〃
3	山 下 智 恵	〃	〃	7	加 藤 康 幸	〃	〃
4	関 本 豊	〃	〃				

正・副議長	氏 名
議 長	赤 松 紀 幸
副 議 長	村 尾 重 利

事務局職員	氏 名
事 務 局 長	森 本 秀 行
書 記	岡 崎 智恵子

◇ 開 会

議長、令和2年第3回定例会第16日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	村 尾 重 利
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	大 谷 吉 廣
副 町 長	中 井 慶 仁	建 設 環 境 課 長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	八十島 温 夫	保 健 福 祉 課 長	上 本 恵 子
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	井 上 靖
ふるさと創生課長	友 岡 純	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議	長	これから本日の会議を開きます。 (9:30) 続いて本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しております議事日程表のとおりです。 御承知をお願いします。 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。 御承知をお願いします。
議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番村尾重利議員、3番山下智恵議員を指名します。
議	長	日程第2 認定第1号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、
議	長	日程第8 認定第7号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7会計の決算を一括議題とします。 各常任委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告をお願いします。 最初に、加藤総務常任委員長。
加藤総務委員長		「議長」
議	長	「加藤総務委員長」
加藤総務委員長		それでは、総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告申し上げます。 当委員会に付託されました案件は、認定第1号令和元年度、松野町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、5件の認定案件であります。 これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました内容につきまして、御報告を申し上げます。

まず、認定第1号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、総務課ふるさと創生課、防災安全課、保健福祉課、町民課、吉野支所、出納室、教育課がそれぞれ所管する令和元年度一般会計における決算の内容についての説明がありました。

まずはじめに、総務課の審査におきましては、入札指名業者の選定管理について、過疎対策事業債の当初計画からの変更内容について、また人口減少に伴う生産力減少の対策についてなどの質問があり、それぞれ理事者及び担当課からの回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査におきましては、コミュニティバスの維持運営について、町民への町内居住相談の対応状況について、また地域づくり交付金の交付実績の分析について、また高齢者外出支援実証事業について、森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証の内容についてなどの質問があり、それぞれこれまた理事者及び担当課から回答を受けました。

次に、防災安全課の審査におきましては、町保有街路灯の維持管理の明確化、並びに備蓄物質の保管場所の検討についての質問があり、これまた担当課からそれぞれ回答を受けました。

次に、保健福祉課の審査におきましては、特に質問もなく、審査を終了いたしました。

次に、町民課及び吉野生支所の審査におきましては、保育士の現状及び今後の人員確保の考えについて、吉野生保育園跡の今後の取り扱いについて、吉野生支所の今後の見込みについての質問があり、それぞれ理事者及び担当課から回答を受けました。

次に、出納室の審査であります。これは特に質問もなく審査を終了しました。

次に、教育課の審査におきましては、小中学校のいじめ対策の取り組みについて、町民センター廃止に伴う松丸地区公民館の取り扱いに

議 長 森岡産業委員長 議 長 森岡産業委員長	ついて、女性団体の活動支援について、また地区公民館施設、老朽化に伴う今後の考えについてなどの質問があり、それぞれ理事者及び担当課からの回答を受けました。 続きまして、中央診療所が所管する認定第3号「令和元年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、目黒、吉野、谷口各診療所施設の維持管理についての質問があり、担当課から回答を受けました。 続いて、保健福祉課が所管する認定第6号「令和元年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、介護福祉サービスを維持するための民間事業としての連携についての質問があり、これまた担当課から回答を受けました。 続きまして、町民課が所管する認定第7号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、健康診査受診状況についての質問がありました。 そのほか、町民課所管の認定第2号「令和元年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、いずれも特に問題もなく審査を終了いたしました。 以上、認定第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、総務常任委員会の報告を終わります。 よろしく御賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 質疑を省略し、次に、森岡産業常任委員長。 「議長」 「森岡産業委員長」 産業常任委員会における審査の結果、並び経過について御報告申し上げます。
--	--

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「令和元年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件の認定案件であります。

これらの審査に当たりましては当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となりました内容につきまして、御報告申し上げます。

まず、認定第1号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、農林振興課、ふるさと創生課、建設環境課、それぞれ所管する令和元年度一般会計における決算の内容について説明がありました。

まず、農林振興課の審査において委員からは、次世代につなぐ果樹産地づくり促進事業費補助金について、農業用施設復旧事業費補助金について、キウイ花粉事業の現状について、ミツマタ試験栽培の促進状況について、特産品販売促進の取り組み成果についてなどの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

次に、ふるさと創生課の審査においては、森の国プレミアム付商品券事業の対象者及び実績について、観光施設運営の考え方について、ふるさとワーキングホリデー事業による移住者の可能性について、予土線地域連携観光交流事業の反応についてなどの質問があり、それぞれ理事者及び担当課から回答を受けました。

次に、建設環境課の審査においては、部落要望に対する直営事業の取り組み状況について、今後の町道等の管理の考え方について、国道381号線改良事業の進捗状況についてなどの質問があり、それぞれ担当課から回答を受けました。

続いて、建設環境課が所管する認定第4号「令和元年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、水道事業広域化検討

議	内容及び施設変更の考えについて質問があり、担当課から回答を受けました。 以上、認定第1号、第4号の本委員会における審査の過程を御報告いたしました。このほかにも様々な意見や要望が出されました。当局におかれましてはこうした指摘や意見を十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請し、産業常任委員会の報告を終わります。 よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。 質疑を省略し、続いて、討論採決を行います。 討論採決は、会計ごとに行います。 はじめに、認定第1号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	討論なしと認めます。 これから、認定第1号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	起立全員です。 したがって、認定第1号「令和元年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 続いて、認定第2号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

議 長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、認定第2号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、認定第2号「令和元年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 続いて、認定第3号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。
議 長	(反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
議 長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、認定第3号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
議 長	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、認定第3号「令和元年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 続いて、認定第4号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。

議 議	長 長	(反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、認定第4号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、認定第4号「令和元年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 続いて、認定第5号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。
議	長	(反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	(賛成討論 ～ なし) 討論なしと認めます。 これから、認定第5号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。
議	長	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、認定第5号「令和元年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

議 議	長 長	続いて、認定第 6 号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、認定第 6 号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
議	長	起立全員です。 したがって、認定第 6 号「令和元年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。 最後に、認定第 7 号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、認定第 7 号を採決します。 本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。 お諮りします。 本決算を、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員） 起立全員です。 したがって、認定第 7 号「令和元年度松野町後期高齢者医療保険事

議 長	業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。
坂 本 町 長	日程第 9 議案第 5 4 号「動産の買入れについて」を議題とします。
議 長	町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議案第 5 4 号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。 新型コロナウイルス感染症等対策として、町内公共施設に設置するオゾン発生機器 4 6 台を購入するに当たりまして、スピード感を持った対応が求められていることから、9 月 1 8 日付けで見積もり協議を執行いたしました。 その結果、最低見積もり価格を提示いたしました松山市空港通 2 丁目 6 番 2 7 号、愛媛総合警備保障株式会社代表取締役二宮義晴氏と消費税を含め 7 5 9 万円で物品購入契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の定めるところにより、議会の議決をお願いするものであります。 よろしく御審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
議 長	(質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
議 長	お諮りします。
議 長	ただいま議題となっております議案第 5 4 号は、即決したいと思います。
議 長	御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

議	長	したがって、議案第５４号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第５４号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
		起立全員です。 したがって、議案第５４号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１０　議案第５５号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」並びに、
		日程第１１　議案第５６号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括議題とします。 議案書を配布します。しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町議	長	「議長」
		「坂本町長」
坂本町議	長	それでは議案第５５号及び議案第５６号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由を御説明申し上げます。 本案は現在、松野町固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜っております金谷和子氏並びに橋田忠弘氏が、３年間の任期を迎えることから、地域住民の信頼も厚く、役場在職中において実務経験もあり、識見豊かな金谷和子氏並びに橋田忠弘氏の両名を、引き続き選任しようとするものであります。 この選任に当たりましては、地方税法第４２３条第３項の規定によ

議	りまして、議会の同意を得て選任することとなっておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。 お諮りします。 本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略し、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、質疑討論を省略し、即決することに決定しました。 この採決は議案ごとに行います。 まず、議案第５５号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第５５号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第５５号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第５６号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第５６号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	異議なしと認めます。 したがって、議案第５６号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。
議	日程第１２ 議案第５７号「松野町教育委員会委員の任命同意について」並びに、
議	日程第１３ 議案第５８号「松野町教育委員会委員の任命同意につ

議 坂本町長	いて」を一括議題とします。 議案書を配布します。しばらくお待ちください。 町長に提案理由の説明を求めます。 「議長」 「坂本町長」 それでは議案第５７号及び議案第５８号「松野町教育委員会委員の任命同意について」提案理由の御説明を申し上げます。 本案は本町の教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。 今回お願いをする金谷一氏につきましては、平成２４年１０月１日から教育委員に御就任いただき、町教育行政に御尽力を賜って参りました。本年９月３０日をもってその任期が満了することから、人格高潔にして学術及び文化に識見豊かであり、教育行政の経験豊富な金谷一氏に引き続いて御就任をお願いしたく、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。 次に、沖留美子氏につきましては、令和２年４月１日から教育委員に御就任をいただきまして、町教育行政に御尽力を賜って参りました。本年９月３０日をもってその任期が満了することから、人格高潔にして識見豊かであり、教育現場での経験豊富で学術文化にも深く精通されている沖留美子氏に引き続いて御就任をお願いをしたく、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。 よろしく御審議をいただき、同意を賜りますようお願い申し上げます。 お諮りします。 本案は人事案件ですので、先例により質疑討論を省略し、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
---	--

議	長	異議なしと認めます。 したがって、質疑討論を省略し、即決することに決定しました。 この採決は議案ごとに行います。 まず、議案第５７号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第５７号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５７号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第５８号を採決します。 お諮りします。 ただいま、議題となっております議案第５８号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５８号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１４ 意見第１号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。 提案者に趣旨説明を求めます。
3 番 山 下	下	「議長３番」
議	長	「３番、山下智恵議員」
3 番 山 下	下	今回提出しております、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について、意見書を朗読し、趣旨説明といたします。 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化

に対し地方税財源の確保を求める意見書」

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

１、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２、地方交付税については、引き続き財源補償機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

３、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新築・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

	令和２年９月２４日。提出者、松野町議会議員山下智恵、賛成者、松野町議会議員村尾重利、同じく加藤康幸、同じく森岡健治、同じく近藤由美子、同じく関本豊。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣以上、提出いたします。
議	長 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑　～　なし)
議	長 質疑なしと認めます。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論　～　なし)
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論　～　なし)
議	長 討論なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております意見第１号は、即決したいと思ひます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、意見第１号は即決することに決定しました。 これから、意見第１号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。 (起立　～　全員)
議	長 起立全員です。 したがって、意見第１号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

議	ただいま可決した意見書は、直ちに関係機関に送付することにし ます。 日程第 1 5 意見第 2 号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求め る意見書」を議題とします。 提案者に趣旨説明を求めます。
4 番 関 本 議	「議長 4 番」 「4 番、関本豊議員」
4 番 関 本	今回提出しております、「米軍機による低空飛行訓練の中止を求め る意見書」について、意見書を朗読し、趣旨説明といたします。 「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書」 米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成 1 1 年の日米 合意に基づき、その安全性を最大限確保するとともに、わが国住民に 与える影響を最小限にすることが求められている。 しかしながら本町においても、令和元年 1 1 月を皮切りに複数回に 渡り、米軍機と見られる航空機の低空飛行訓練が目撃されており、平 成 3 0 年 1 2 月に高知県沖で発生した米軍機の墜落事故や、昨年 1 2 月に実施された四国初の日米共同オスプレイ実動訓練と相まって、町 民は強い不安を抱いている。 こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一、墜落した 場合には、町民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、町 民の不安を増幅させており、誠に遺憾である。 また、本県には伊方原子力発電所が立地しており、本県及び本県議 会は、安全対策上の観点から原発上空の飛行禁止について、これまで も繰り返し法制化を求めてきたところである。 よって、国においては事態を正確に把握し、飛行訓練が本町の意向 を無視して実施されることのないよう、町民の安全・安心を確保する 観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。 1、町民が不安を抱くような飛行を速やかに中止するよう米軍に申 し入れること。

	2、米軍機による低空飛行訓練等については、訓練ルートや訓練実施時期について、速やかな事前情報提供を行うこと。 3、低空飛行の禁止や原子力発電所周辺・人口密集地域等の上空の飛行回避など日米合意事項の遵守について徹底すること。 4、航空機落下のリスク低減のため、原子力発電施設周上空の飛行禁止について、法制化を図ること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和2年9月24日。提出者、松野町議会議員関本豊、賛成者、松野町議会議員村尾重利、同じく加藤康幸、同じく森岡健治、同じく近藤由美子、同じく山下智恵。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官以上、提出いたします。
議	長 これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長 質疑なしと認めます。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長 討論なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております意見第2号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長 異議なしと認めます。 したがって、意見第2号は即決することに決定しました。 これから、意見第2号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議	(起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、意見第 2 号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。 ただいま可決した意見書は、直ちに関係機関に送付することにします。
議	日程第 1 6 決議第 1 号「J R 予土線の利用促進に関する決議」を議題とします。 提案者に趣旨説明を求めます。
2 番 村 尾	「議長 2 番」
議	「2 番、村尾重利議員」
2 番 村 尾	今回提出しております「J R 予土線の利用促進に関する決議」について、決議を朗読し、趣旨説明といたします。 「J R 予土線の利用促進に関する決議」 J R 予土線は、地域住民の生活・経済活動の基盤であり、地方創生や観光振興、環境問題等への対応といった観点からも、重要な社会インフラとして沿線地域では利用促進に努めてきた。 J R 四国においては、これまで利用者減少による収支状況の厳しさが課題となっていたが、同社が平成 3 1 年 3 月に公表した路線別収支において、全 1 8 区間のうち 1 7 区間が赤字に陥っている中であって、特に J R 予土線が突出して営業係数が悪化しているという点がクローズアップされ、今後の存続に対し危機感が高まっている。 また、本年に入り世界的に猛威をふるっている新型コロナウイルスの影響は甚大で、4 月 1 6 日には緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されるなど、今後も全国的な感染拡大防止対策を進めていかねばならない状況下において、公共交通機関はかつてない厳しい時代を迎えている。 しかしながら、四国循環線の一翼を担う J R 予土線が存続することによって、四国全体の鉄道ネットワーク維持につながり、しかも本路

	線は単なる交通機関にとどまらず地域の風土、生活文化そのものであり、失われることによって本地域の急速な衰退につながるものが懸念される。 以上のことから、本町議会は四国の鉄道網が直面している厳しい現実を受け止めながら、地域にとって鉄道が必要不可欠なものとなっている現状を再認識するとともに、将来にわたって維持されるべき鉄道としてＪＲ予土線の存続を目指すこととし、住民とともに利用促進活動を展開することとする。 以上、決議する。 令和２年９月２４日。提出者、松野町議会議員村尾重利、賛成者、松野町議会議員加藤康幸、同じく森岡健治、同じく近藤由美子、同じく関本豊、同じく山下智恵。 以上、提出いたします。 これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑 ～ なし） 質疑なしと認めます。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし） 討論なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております決議第１号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、決議第１号は即決することに決定しました。
議	長
議	長
議	長
議	長
議	長

議	長	これから、決議第 1 号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員) 起立全員です。 したがって、決議第 1 号「J R 予土線の利用促進に関する決議」は、原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 1 7 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。 お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。 これで会議を閉じます。(1 0 : 2 3)
		町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思いをします。
坂 本 町 議	長	「議長」
		「坂本町長」
坂 本 町 議	長	それでは、第 3 回定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。 議員各位におかれましては、今月 9 日の議会開会から本日までの長きにわたり、特に常任委員会の審議におきましては、令和元年度決算の認定につきまして、活発な議論の上、貴重な御意見御提言を賜りながら議決をいただき誠にありがとうございます。議員各位からの御指摘を十分に施策、反映して、住民サービスの向上と地域の活性化に更

	に努力をして参りたいと存じます。 さて去る１６日には、安倍政権の継承を掲げて多数の支持を得た菅義偉氏が、第９９代内閣総理大臣に就任をされました。新型コロナウイルスに係る感染拡大防止と経済再生緊迫する東アジア情勢の中での外交交渉、不安視されている東京五輪パラリンピックの開催など、新政権が抱える問題は山積をしておりますが、国民のために働く内閣をスタートさせ、しっかりとした成果を上げて国民の期待に応えたいとの抱負を語った新総理には、安定感とスピード感のある政権運営を期待したいと思っております。 来る２８日には、愛媛県知事との意見交換会が予定されておりました、この中で、町の喫緊の課題であります防災減災対策の拡充、ＪＲ予土線の存続、新型コロナウイルス感染症対策の推進、この３点を県に要望することとしております。 具体的には防災減災対策では広見川の河川改修事業や河床掘削事業等の治水対策の促進と日常生活を支えるライフラインであります水道施設の更新、耐震化事業の推進をお願いすることとし、また今ほど議決をいただきましたＪＲ予土線の存続では、これまで愛媛県予土線利用促進対策協議会を中心に高知県を含めた沿線自治体とともに様々な取り組みを実施して参りましたが、民間団体を含めた更なる存続活動の充実を図るべく、県との連携強化とともに、国への働きかけを要望していきます。 更に、いまだに感染収束の見通しの立たない新型コロナウイルス感染症対策では、引き続き中小事業者を中心とした経営支援施策の継続、災害時における人的物的支援や医療体制の安定的維持など懸念される事項に対しまして、全県的な取り組みを要望することとし、以上３点の要望について、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。 さて、本定例会は、私の今の任期において最後の定例会でありました。議員各位におかれましては４年間、１期目の議員さんには１年半、
--	---

議

長

ありがとうございました。

以上で、令和２年第３回松野町議会定例会を閉会します。

– 24 –

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 赤松 紀幸

第 1 日 目 松野町議会議員 森岡 健治

同 上 加藤 康幸

第 1 6 日 目 松野町議会議員 村尾 重利

同 上 山下 智恵